

平成31年2月22日

三次市議会

議長 小田 伸次 様

三次市議会 会派ともえ
新家 良和

3会派行政視察報告書

- ◆視察日程：H31年2月6日（水）～8日（金）
- ◆視察先：衆議院議員会館、参議院議員会館
- ◆視察内容：特別交付税国会陳情、森林環境税及び森林経営管理制度、改正出入国管理法、軽減税率とインボイスについて
- ◆旅費明細：旅費明細等については、別途報告済み
- ◆視察所感：視察内容について考察する

1. 特別交付税国会陳情

- ・2月6日（水）14:00～
- ・陳情先国會議員：参議院 溝手 頤正、富沢 洋一、森本 真治、柳田 稔
衆議院 岸田 文雄、小島 敏文、佐藤 公治、齊藤 鉄夫

H30年度特別交付税50億円の要望書を、地元出身衆参議員8名に提出し要望活動を行った。丁度国会開会中であり、面会できた宮澤洋一・森本真治参議院議員、小島敏文・齊藤鉄夫衆議院議員の4名には、直接手渡し要望を行った。面会できなかつた他の議員には、秘書に要望書を渡し依頼した。

2. 森林環境税及び森林経営管理制度について

- ・2月7日（木）10:00～12:00
- ・講師：林野庁 課長補佐 中山 昌弘 氏

我が国の森林の現況についての説明では、林業労働力の現状、所有者不明森林の存在や地籍調査の実施状況など、多くの課題があることが再認識できた。三次市でも地籍調査の問題が顕在化しているが、所有者不明や相続時の手続きができていないことが要因の一つになっている。地籍調査がスムースにできるよう、法律での対応が必要と思う。

H31年度から譲与される森林環境譲与税（仮称）と、H36年度から課税される森林環境税については、興味をもって研修させて頂いた。

1). 森林環境譲与税

- ◆譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額
- ◆譲与団体：市町村（9割）及び都道府県（1割）
- ◆使途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

2). 森林環境税

- ◆納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

- ◆税率：1,000円（年額）

- ◆国への払込：都道府県を経由して、全額を国の譲与税特別会計に払込

森林課税は2025年（初年度）300億円、2033年から600億円と試算されているが、「ひろしまの森づくり県民税500円（年額）」による事業との関係を含め、三次市にどのような事業展開、メリットがあるのか、よく理解できなかった。

H31年4月1日施行の森林經營管理制度とは、經營管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築することである。新たな制度により期待される効果は、次のように言われている。◇市町村：**①**放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与、**②**間伐手遅れ林の解消などにより、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。◇森林所有者：**①**市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。◇地域の林業經營者：多数の森林所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、經營規模や雇用の安定・拡大につながる。

森林經營管理制度（森林經營管理制度）は、考え方等方向性については理解できるものの、現実的課題として三次市で機能できるシステムなのか疑問に感じた。

3. 改正出入国管理法について

・2月7日（木）13:30～15:30

・講師：法務省 法務専門官 久米 雄幸 氏 法規係長 渡邊 昌子 氏

我が国における産業界の人手不足は、深刻な問題である。人口減少と相まって、生産年齢人口の減少が大きく影響している。三次商工会議所管内の企業でも、約5割の企業で人手不足を問題としている。地元での採用が厳しいことから、多くの地場企業は「技能実習生」の制度を活用し外国人労働者を雇用している。

改正出入国管理法は、我が国産業界の深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するものであり、1号特定技能外国人と2号特定技能外国人に区分される。本人に関する基準は、業務に必要な技能水準と日本語能力の水準が要求される。1号と2号では、在留期間

や家族の帯同に差がある。雇用形態は原則直接雇用であり、報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であることも必要である。

大企業であれば、雇用形態や報酬額について対応可能であるかも知れない。しかしながら、三次市のような中小・零細企業ばかりの中で、果たしてこのような対応が可能なのか極めて疑問に感じた。仲介業者（ブローカー）に頼らざるを得ないし、コスト的な問題も無視できない。「技能実習生」制度を残しながら「改正出入国管理法」を施行しても、三次市の地場企業がそれに対応するとは思えない。従って「改正出入国管理法」が、三次の人手不足の解消に寄与するとは思えない。大企業向けの法律改正と言っても過言ではない。

4. 軽減税率とインボイスについて

- ・2月8日（金）10：00～12：00
- ・講師：財務省 税制課長 田原 芳幸 氏

本年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられることから、公明党が提唱している「軽減税率制度」と「インボイス制度」について研修した。

軽減税率の対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞、となっている。軽減税率は現行の8%が据え置かれ、対象外品目は標準税率の10%が適用される。「外食等」に当たらない軽減税率適用と、「外食等」に当たる標準税率適用に、導入当初は混乱が予想される。小売業や飲食店などの小規模事業者は、キャッシュレジスターの買い替えなど経済的な負担も強いられる事になる。低所得者に配慮する観点からの制度と理解するが、煩雑で面倒な制度である印象を受けた。

2023年から、適格請求書（インボイス）の保存が義務付けられる。適格請求書の保存が、仕入れ税額控除の要件となる。売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、現行の「請求書等」の記載事項のほか、①税率ごとに合計した対価の額、②軽減税率の対象品目である旨、③消費税額等、④適用税率、⑤登録番号、の記載が必要となる。また課税事業者でなければ、税額控除を受けることができない。当然のことと受け止めたが、「民主商工会」がインボイスの導入に猛反対をしている。事業の存続さえできないと主張しているが、私にはよく理解できない。

消費税の8%から10%への引き上げで、政府は5.7兆円の増税を見込み社会保障費に充当すると言っていた。公明党の提唱する「軽減税率」が適用されることで、1.1兆円の税収不足に繋がる。この度の研修で、この税収不足分はタバコ税や所得税など他の税収で既に対応していると伺った。このような報道は、マスコミでも聞いたことがない。国民から税金を巻き上げることに、財務省（政府）は抜け目がないと感じた。軽減税率は、問題が多い制度と思った。

以上

様式2号

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 藤井 寛一郎

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	印	経理責任者	印
視察議員	ともえ・真正会・公明党			
期間	平成31年2月6日（水）～平成31年2月8日（金）			
視察先	衆議院議員会館 参議院議員会館			
視察用務	①特別交付税陳情②森林環境税③改正出入国管理法④消費税軽減税率について			
視察先対応者	①森本真治、宮澤洋一、小島敏文、齊藤鉄夫氏、他4名議員秘書②林野庁林政部企画課中山課長補佐③法務省入国管理局入国在留課久米専門官④財務省主税局田原税制第二課長			
概要及び所見	①地元出身衆参議員8名に対し50億円の特別交付税の要望を行いました。 ②国土の3分の2にあたる森林面積、人工林も主伐期を迎えて現状下で資源の有効活用と循環利用が求められている。本市でも地籍調査に苦心しているが、山林の所有者が没収しているケースや境界線が不明瞭という問題もある。林業に対して意欲のある事業者・経営者に任せ、放置林が経済ベースで活用され地域経済が活性化し、ひいては土砂災害リスクの低減も可能となる。 ③自身の周辺にも外国人労働者が増えていると実感している。それだけ、少子高齢化進んだ中小零細企業の多い本市のような自治体には特に深刻な問題である。とは言え、この度説明を受けた中で本市企業の需要に沿えているのかは疑問がある。日本人と同等の報酬額や住居の提供、最長でも10年の雇用期間等その場のぎになるのではないか。改善の余地ありと感じた。 ④31年10月1日より消費税が10%に引き上げられる事に伴い、低所得者への配慮として軽減税率が取り入れられる。マスク・ワイドショーライフ等でも様々な事例をあげて混乱を予想している。小規模の商店等では設備の更新への負担や労力の増加が考えられる。キャッシュレスサービスも急速に進んではいるが、個人商店がこれを機に閉店するような事態になつてはならない。インボイスについては、長年付き合ってきた取引先との信頼関係等や、値上げできない小売店が増税分を被る等の問題点を、再度考察していきたい。			

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名

小田伸次



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	印	経理責任者	印
視察議員	会派ともえ・真正会・公明党所属全議員			
期間	平成31年2月7日（木）～平成31年2月8日（金）			
視察先	衆議院議員会館（林野庁・法務省・財務省主税局）			
視察用務	森林環境税・出入国管理法改正・軽減税率について			
視察先対応者	林野庁林政部企画課課長補佐 中山昌弘・法務省入国管理局入国在留課 久米輝幸・財務省主税局 税制第二課長 田原芳幸			

概要及び所見

27日

・森林環境税について

国土の66%が森林であるが、荒廃が進み流出土砂量並びに災害発生の要因にもなってきている。森林の有する多面的機能を保つために、この度の森林環境税を使い望ましい森林の姿となるようにしていこうとうものである。税の運用は平成36年度から(約80億)導入であるが、森林環境譲与税は平成31年度から譲与される。採算ベースに乗らない森林は市自ら管理を行う新たな制度も(森林関連法令の見直し)創設される。大きな問題として、登記簿上の所有者不明が林地で25、6%あること。地籍調査は林地で45%の進捗率しかなく、高齢化が進む中早急な対応が必要である。ただ、林業従事者が減少している中において若者が少し20年前よりかは増加しているので、この税を有効利用して儲かる森林となる様な政策展開をする必要があると感じました。

・出入国管理法改正について

新たな在留資格の創設「特定技能1号」「特定技能2号」で有るが、報酬額が日本人と同等以上で有るとか、日本語能力の水準であったり、通算で5年が上限であったり、保険や税の問題等々まだ様々な課題がありそうである。しっかりとした省令の研究が必要だと感じた。三次市も多くの外国人労働者が居る。今後も増加すると考えられる。

28日

・軽減税率について

この度の消費税率の引き上げは、全額年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策の経費に充てる物である。ただし、低所得者対策として軽減税率を導入するものだが、消費者も混乱する所があると思えるが、大変なのは中小零細企業、特に地方の零細小売店の帳簿作成並びに販売方法であると感じる。システムやレジの買い替え等に対する設備投資の意欲があるかどうか。四分の三の補助があると説明されたが、煩雑な申告事務等を考慮して閉店する過疎地域の商店が増加して、買い物難民という住民のエリアが拡大して地方自治体の抱える問題が一つ増えるのではないかと危惧をしている。私個人の意見としては、単一10%で良かった様に考える。しっかりと社会保障に税が廻るのなら国民も納得するのではなかろうか。

今後の動向に注目して行きたい。



研修等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名

弓掛 元 印

下記のとおり、研修、陳情が終了したので報告します。

	会派代表者	新家良和	経理責任者	弓掛 元
視察議員	弓掛 元			
期 間	平成 31年2月6日（水）～2月8日（金）			
研修先	衆議院、参議院議員会館			
研修要務	特別交付税陳情、森林環境税ほか研修			
研修講師	林野庁 中山課長補佐、法務省 久米専門官、財務省 田原課長			
概要及び所見	初日は、衆議院議員 小島敏文、佐藤 公治、岸田 文雄、参議院議員 溝手 顕正、宮沢 洋一各事務所にて特別交付税の陳情を行ないました。2.3日目は各省から来ていただき、講義、質問、意見交換を行った。森林環境税については税の概要、森林経営管理制度の講義を受けた。林業に少し係るものとして、現場の現状について以下の質問なり意見をさせていただいた。①境界確定の問題②市役所に専門員がいない。③戦後に大量に植えた桧、杉の伐採期であること。④進入路の取り付けの困難さ 改正出入国管理法については新たな外国人受け入れに関する政省令の骨子案について講義を受けた。①移民問題とは切り離すべき②不良斡旋業者の排除③行方不明者を出さない④地域の治安の不安にならないようになどの意見を交わした。 消費税については軽減税率、インボイス制度について講義を受けた。軽減税率の煩雑さは予想以上であるし適格請求書等保存方式については請求書に登録番号のある課税業者でないと税控除が受けられないなど零細中小企業にとって死活問題にもなりかねないとの認識を強くした。			

